

令和2年度 第3回睦沢町環境審議会会議録

1. 開催日時 令和3年2月26日（金）午前10時～
2. 開催場所 睦沢町役場1階 101会議室
3. 委員総数 8人
4. 出席委員数 6人
5. 出席委員の氏名
久保田完治、森 正美、中村義徳、中村 勇、阿井健一、中村祐和
6. 欠席委員の氏名
田邊廣昭、池田隆次
7. 本協議会に職務のため出席した者の職・氏名
産業振興課 課長 宮崎則彰、副主査 森川和也
8. 議事の経過

（開会）事務局

それでは定刻となりましたので、これより睦沢町環境審議会を開催させていただきます。

初めに、田邊廣昭委員、池田隆次委員については欠席のご連絡を頂いていますので報告させていただきます。

では、お手元の資料をご覧ください。資料次第に沿って進めさせていただきます。
あいさつといたしまして、久保田会長より挨拶をお願いします。

（久保田会長あいさつ）

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。

日頃、本会の運営にあたり御理解と御協力を賜り重ねて御礼申し上げます。

本日の案件は5案件ございます。報告案件が主なものを聞いておりますが、委員各位におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げますとともにスムーズな進行に御協力をお願い申し上げます。

簡単ですが私のあいさつとさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

（事務局）

ありがとうございました。

案件に入る前に議長選出についてですが、睦沢町環境条例施行規則第23条により会長が議長となるとありますので、これ以降の進行について久保田会長にお願いをいたします。

（議長）

それではご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めてまいりますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは案件に入ります。

案件（１）河川等の水質検査結果について説明願います。

（事務局）

（１）河川等の水質検査結果について報告いたします。

説明に入る前に、この水質調査には人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の２種類の基準を設けて調査を行っております。

１．人の健康の保護に関する環境基準とは、人体に害を及ぼす影響が極めて高く、基準を超えた場合には、即座に対応を行うべきものとなります。

２．生活環境の保全に関する環境基準とは、人体に害を及ぼす影響は少ないものの水質汚濁を検証する上で数値が年々上昇するなどその経年変化を見るものになります。当町のように水量の少ない河川等においては、その年々の気象条件等に大きく左右されやすいものとなります。

以上を踏まえ、今年度の報告をさせていただきます。

P 1 調査位置図を付けてございます。河川及び堰の水質調査 8 箇所、水路水質調査 3 箇所、河川底質調査 1 箇所での調査になります。

P 2 ページをお開き下さい。こちらは河川及びため池の等の「生活環境項目」の結果になります。例年と同様に大腸菌群数の数値は高いものの、河川においては、概ね例年と同様の結果を得られておりますが、一部の堰において、基準を上回る箇所も見られます。

次に P 3 ページをお開き下さい。水路の水質調査になります。A 地点及び B 地点は通常の生活水路で、例年と同様に大腸菌群数は高いもののその他では異常は見られず例年と同じ結果となっております。

次に P 4 ページをお開き下さい。水路の水質調査の C 地点及び D 地点は工業用排水が流れ込むと想定される水路のため、人の健康保護に関する基準を適用し調査を行っている箇所になります。P 1 ページで触れましたが、令和元年度から上流の D 地点では調査を行っていない為、参考に過去 10 年の平均値等に表示しております。右の基準と見比べて頂ければわかると思いますが、基準値以下若しくは、不検出となっております。

次に P 5 ページをお開き下さい。こちらは河川に堆積している土の調査になります。こちら先ほど同様に、人の健康保護に関する基準を適用し調査を行っておりますが、河川 21 地点の検出範囲内か、最小値を下回る値を示しています。

よって、今年度の調査においては、重金属等による汚染はみられないと考えられます。

以上が（１）河川等の水質検査結果になります。

報告は以上となります。

(議長)

ご苦労様でした。説明が終わりました。これから質疑を行います。
質疑がございましたらどうぞ。

(質疑応答)

(委員)

P 5 の河川底質調査結果でいう、色相のオリーブ黒色とはどのような色か。

(事務局)

濃い紫色です。色の定義になります。

(委員)

上之郷の女ヶ堰の大腸菌群数が基準値 5,000 に対して 70,000 と高いが問題ないか。

(事務局)

人の健康の保護に関する環境基準と生活環境の保全に関する環境基準の 2 種類の基準によって調査を実施しており、人体に問題は無いと判断されております。

しかしながら、数値だけではどの程度の状況か判断できない為、再度確認いたします。

(議長)

今回は、過去の調査結果を 5 年分表示しているが、直近 3 年分表示とし、比較してはどうか。

(委員)

次回から、表示を変更いたします。

(委員)

広域市町村圏組合が調査している長楽寺川上流の佐貫最終処分場付近の水質調査結果を公表しては。

(事務局)

水路水質調査など同様調査に、次回から記載いたします。

(議長)

他に質疑はありませんか。

ないようですからこれで質疑を終わります。

報告形式なので採決は特にとりません。

次に、案件（２）水稻上ガス被害状況について説明願います。

（事務局）

（２）水稻上ガス被害状況について報告いたします。

昨年の７月３０日及び８月１２日の両日、関係する区の区長さんをはじめ、（株）合同資源及び関東天然瓦斯開発（株）、役場産業振興課で３班体制により水稻の上ガス調査を行いました。結果についてはＰ６に記載がありますが、筆数で２３９件、被害面積６３，１００㎡、申請者は５１人でした。被害額は２，３１６，９７５円で、昨年１２月２日ガス会社より申請者へ支払いさせて頂いております。

被害の筆数及び被害面積は増えているものの、申請者数は年々減少傾向にあります。また、資料にはございませんが、ガス事業者により大上、佐貫、長楽寺地区においては、宅内・宅地内のガス調査も行っており、今年は大上を３月２日に実施、佐貫、長楽寺を３月１０日に実施予定です。

（２）水稻上ガス被害状況についての報告は以上となります。

（議長）

ご苦労様でした。説明がおわりました。

これから質疑を行います。質疑がございましたらどうぞ。

質疑はありませんか。

（議長）

ないようですからこれで質疑を終わります。

報告形式なので採決は特にとりません。

次に、案件（３）地盤沈下状況について説明願います。

（事務局）

（３）地盤沈下状況について報告いたします。

これは、千葉県が毎年県内の地盤沈下の状況を把握するため行っているもので、１月１日が基準日で精査に時間を要すことから、１年遅れのデータとなりますが、最新のものとしてご覧いただきたいと思います。本町はＰ７ページにあるとおり２２地点が対象となっております。平成３１年１月から令和２年１月までの変動量は２．５ｃｍ未満でございました。また、千葉県全体で地盤沈下が認められた面積は２，１８１．４ｋ㎡で平成３０年と比較すると２１９．４ｋ㎡の減少となっています。

地盤沈下の一般的な原因として、地下水や天然ガス冠水の採取等の人為的要因、地震、自然圧密等の自然的要因等の複合要因が考えられます。

対策としては、モニタリングなどの調査の継続、法・条例による地下水採取制限、また、千葉県とガス事業者による地盤沈下防止協定の締結がされております。

（３）地盤沈下状況についての報告は以上となります。

次に、昨年（令和元年度）の令和2年3月26日会議における質問事項の回答をさせていただきます。

H30.1～H31.1までの変動量平均が△18.1mmとなっておりますが、どういう状況であるのか。問題はないのか。との質問の回答ですが、千葉県環境生活部水質保全課に見解を確認いたしましたところ、H30年は広域で変動量が出ました。ガス会社の採取量等変化はありませんでした。

原因としては、H30.6月に房総半島沖でスロースリップ現象（地盤変動現象）が検出されました。この現象は、陸のプレートと海のプレートの境界が、1週間に10cm程度ゆっくりズレ動く現象です。なお、スロースリップ現象での減少はいずれ戻るとの回答を頂いております。しかしながら、毎年10mm程度の減少が起きています。

過去に房総半島沖では、1983年、1990年、1996年、2002年、2007年、2011年、2014年にも同様に観測され、地震活動が活発になりました。

昨年会議における回答は、以上となります。

「千葉県とガス事業者の協定内容」

- ① 平成28年4月1日から令和2年12月31日とし、沈下量を平野部において3cmを超える地域を無くす。
- ② 1日のかん水の汲み上げ量を1,477,595klから4,200kl（約2.8%）の削減する。
- ③ 井戸の新規の設置は5m未満の地域は除く
- ④ 井戸の代替えをする場合で、標高が5m未満の地域は、汲み上げ量を20%以上削減する。

（議長）

ご苦労様でした。説明がおわりました。

これから質疑を行います。質疑がございましたらどうぞ。

（質疑応答）

（議長）

ないようですからこれで質疑を終わります。

報告形式なので採決は特にとりません。

次に、案件（4）有害獣の捕獲状況について説明願います。

（事務局）

（4）有害獣の捕獲状況について報告します。

P8ページをお開き下さい。本年度については、2、3月の集計が終わっていない事から1月末でのデータになります。

まず、イノシシについては、例年山の手の町村で捕獲実績が増えておりましたが、これは国庫補助による箱罟の購入が増え、設置基数が増えた事や捕獲従事者の増加によるものと推察されます。今年度の数値を見ますと増加しております。

茂原市、長柄町、長南町も同様に増加となっております。

これは気候変動による温暖化等、台風生態系が影響しているのではないかと思います。

次に、アライグマですがこれは年によって各市町村乱高下はあるもののこちらも若干増加しております。

次に、ハクビシンですが、平成25年から見ていくと横ばい傾向です。また、平成29年度からはニホンジカやキョンも捕獲されるようになり今後その動向に対しても注視していく必要があると考えます。

いずれにせよ、有害獣対策は、どの市町村においても喫緊の課題となっている事から今後も様々な手法を用い被害防止に努めていきたいと思えます。

(4) 有害獣の捕獲状況について以上となります。

※ニホンジカ2頭…^{なるみこうつう}成美交通通り付近（佐貫：くくり罟）、

かずさ有機センター付近（寺崎：箱罟）

キョン2頭…村松恒雄宅付近（佐貫：くくり罟）、

^{おわりぜき}尾張堰付近（岩井：くくり罟）

(議長)

ご苦労様でした。説明がおわりました。

これから質疑を行います。質疑がございましたらどうぞ。

(質疑応答)

(委員)

現在、箱罟は何基あるか。

(事務局)

町内に85基の設置済みです。

設置従事者4名で、1名当り30基設置できますので、最大で120基です。

昨年、ALSOK千葉(アルソック)が茂原市にイノシシの加工場を建設しました。

ALSOK千葉と提携することで、従事者が捕獲するところまで行えば、解体作業を受けていただけることになり、今までより取り組みやすい環境を作っていきたい。

(委員)

箱罟の年間委託料とイノシシ1頭の捕獲手数料は。

(事務局)

年間委託料は90,000円です。捕獲手数料は、1頭8,000円です。

(議長)

ないようですからこれで質疑を終わります。

報告形式なので採決は特にとりません。

次に、案件（５）睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱（案）制定について説明願います。

（５）睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱（案）制定について

P9ページをお開き下さい。

昨年の11月26日及び令和3年1月27日に開催しました環境審議会で、ご協議頂きました指導要綱について、総務班にぎょうせい精査をお願いしました。

まず、第6条（説明会等の開催）内の「地域住民等に対する説明会」を「地域住民を代表する区長等に対する説明会」としました。

P16をご覧ください。こちらに関連する睦沢町地域住民等説明会等実施報告書ですが、事業を実施する行政区名を記載する欄及び地域住民代表者確認欄を追加し、説明会実施に伴い、地域住民代表者である区長からの事業内容に了解した旨を記載する欄を設けました。

次に、第9条（指導）について、指導対象を要綱施行日R3.4.1以降の事業者だけでなく、すでに設置済みである事業者に対しても適応する為、同条第1項に「既に設置済みの太陽光発電設備の事業を実施している者に対しても、同様とする。」と追記することで、既設の事業者に対しても指導・勧告を行うものいたします。

以上がぎょうせい精査後の（５）睦沢町太陽光発電設備の設置及び管理に関する指導要綱（案）制定についてとなります。

ご審議よろしくお願いいたします。

(議長)

ご苦労様でした。説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑がございましたらどうぞ。

（質疑応答）

(委員)

太陽光発電設備を設置した場合、事業者は看板を設置するのか。

(事務局)

事業者は、経済産業省との間で事業者名、連絡先、電力収量等を見える場所に明示

しなければならぬこととなっています。

(委員)

今回、規制要綱を制定することとなって抑止力になるのでは。

(事務局)

農地に設置する場合は、農業委員会での申請受付前に、地域住民との合意説明会の実施を行うこととなっている為、二段階方式となります。

(議長)

以上で、予定いたしました案件は全て終了いたしました。

(議長)

議事進行にご協力いただき、お礼を申し上げます。

以上で、議長の座を降ろさせていただきます。有難うございました。

(事務局)

長時間にわたり慎重審議ありがとうございました。

これで睦沢町環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午前11時00分